

## 登録免許税法別表第3の該当証明発行までの流れ

登録免許税法第四条第2項に基づき、同法別表第三の第一欄に掲げる者が市内において自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等について、「登録免除税法別表第三に該当することの証明書」を添付して手続することにより、登録免許税が課されない場合があります。

ここでは、社会福祉事業であり、児童福祉に関する部分での証明について御案内します。

※登録免許税法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=342AC0000000035>

(交付までの所要期間目安：申請から14日以内)

### 1 事前連絡

申請前に、子ども青少年局監査課に御連絡ください。

※申請を代行で行う場合、事前に法人事務局から子ども青少年局監査課に御連絡ください。



### 2 書類提出、手数料（300円）納付及び審査

(1) 事前に申請書類（証明願及び添付書類）の写しをE-mailでお送りください。

※社会福祉法人、学校法人、公益財団法人・公益社団法人などの別に様式が異なりますので御注意ください。

(2) 本市手数料条例に基づき、申請に必要な手数料を納付いただきます。

納付書を郵送しますので、本市収納代理金融機関にて300円を納付してください。

(3) 「申請書類（証明願及び添付書類）」と「手数料の領収書の写し」を併せて御郵送又は御持参ください。



### 3 証明書発行

【郵送希望の場合】 切手を貼った返信用封筒を御用意ください。

【来庁の場合】 証明書の用意ができたなら連絡いたします。

### 連絡先

横浜市子ども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail [kd-kodomokansa@city.yokohama.jp](mailto:kd-kodomokansa@city.yokohama.jp)